

## 別記 9

# 立竹木調査積算要領

## 立竹木調査積算要領

## 第 1 章 調 査

(立竹木の調査)

第 1 条 受注者は、調査区域内の立竹木については、次表の定めるところにより調査を行い、立竹木調査表（様式第 66 号）を作成するものとする。

種 類	区 分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項
庭木等	観賞樹	高 木	本	樹種 幹周（地上約1.2m） 樹高 （徒長は含まない。） 本数 管理程度	幹周が10cm未満のものは、樹高のみを調査する。
		株 物	株	樹種、樹高、株数、 管理程度	
		玉 物	本・株	樹種、葉張、本数又は株数、 管理程度	
		生 垣	m	樹種、樹高、延長、 管理程度	
		特殊樹	本・株	樹種  幹高等  本数又は株数  管理程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。</li> <li>・トックリヤシは、玉周を調査する。</li> <li>・ヒルギ類は、樹高を調査する。</li> <li>・タコノキ類及び株立性ヤシ類は、葉長点高を調査する。</li> <li>・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。</li> <li>・籐本類は幹周を調査する。幹周が10cm未満のものは、樹高を調査する。</li> </ul>
	効用樹	本	高木、株物、玉物に準ずる		
	風致木	本・株	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる		
	地被類等	m <sup>2</sup>	種類、面積		
収穫樹	園栽培	m <sup>2</sup> ・本	樹種、樹齡、管理程度、1,000 m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数、取得用地の面積又は植栽本数	1,000 m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載する。 取得用地の植栽本数調査は監督員と協議する。	
	野 立	本	樹種、樹齡、本数		

種 類	区 分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項	
特用樹	園栽培		m <sup>2</sup> ・本	樹種、樹齡、1,000m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数、取得用地の面積又は植栽本数	1,000m <sup>2</sup> 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載する。 取得用地の植栽本数調査は、監督員と協議する。	
	野 立		本	樹種、樹齡、本数		
用材林	人 工 林 (杉) (檜) (松)		本	本数、胸高直径、林齡 管理状況	<p>管理状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一樹種で所有者及び林齡を同じくする標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方(100m<sup>2</sup>程度)の範囲において、適正な管理(植栽本数及び下刈り、枝打ち等が十分に施されているか否か)を判断するため、調査範囲の管理状況が把握できる写真の撮影を行い、その位置、範囲及び植栽本数等を図示する。</li> <li>・約10m四方の範囲が起業地内に把握できる場合は、総本数を基に1本当たりの植栽本数を求める。</li> <li>・起業地内に把握できない場合は、残地も含めた一団地において約10m四方の範囲内の本数を基に1本当たりの植栽本数を求める。</li> <li>・起業地内及び調査範囲内の天然生林については、本数計上しない。</li> </ul> <p>林齡調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が整備している森林簿、間伐等を実施している場合の切株等の年輪及び所有者からの聞き取りを参考に調査を行い判断を行う。</li> </ul>	
	天然生林		本	胸高直径 31cm未満	樹種、本数、 胸高直径	材積の算出法は、監督員と協議する。
				胸高直径 31cm以上	樹種、本数、 胸高直径、材積	
			椎茸原木	本	樹種、本数、胸高直径	
竹 林	真 竹		m <sup>2</sup>	幹周(女竹については長さ) 取得用地の面積		
	淡 竹					
	女 竹					
	孟宗竹	園栽培				
		自然林				

観賞樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

収穫樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。

判 断 基 準	区 分
樹勢及び施設の維持管理が通常である場合	普 通
樹勢又は施設の維持管理が悪い場合	やや劣る
樹勢が悪く、かつ、施設の維持管理も悪い場合	劣 る

用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした1畝あたりの植栽本数からの判断	100%	適正	適正
	100%未満	適正	未管理

## 第2章 積 算

（立竹木補償金の積算）

第2条 受注者は、次の各号に定めるところにより標準書等に基づいて、立竹木補償金算定表（様式第67号）を作成するものとする。

- (1) 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入すること。
- (2) 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とすること。
- (3) 種別は、高木、株物、玉物、風致木、生垣、地被類等、特殊樹、園栽培、野立、用材林、特用樹及び竹林の別とすること。
- (4) 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入すること。この場合において、調査して樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に調査した樹種名を記入すること。
- (5) 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入すること。
- (6) 区分は、高木、株物、玉物、風致木、生垣、特殊樹、地被類等について、構外移転、構内移転又は伐採補償の別を記入すること。
- (7) 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、監督員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金

算出表に添付すること。

- (8) 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、監督員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付すること。
- (9) 庭木等について監督員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入すること。
- (10) 用材林、薪炭林、雑木及び竹林について監督員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成するものとする。この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入すること。
- (11) 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、監督員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付すること。